

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、令和2年11月5日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「1級」（頸椎後縦靭帯骨化症、疾病による、上肢機能障害【右手指機能の著しい障害】（4級）（以下「本件上肢障害」という。）（再認定期月）令和07年11月、頸椎後縦靭帯骨化症、疾病による上肢機能障害【左全手指機能全廃】（3級）及び頸椎後縦靭帯骨化症、疾病による体幹機能障害【坐位又は起立位保持困難】（2級））と認定した部分のうち、障害程度の再認定のための期月（令和7年11月）が付されたことについてその取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消すように求めている。

障害者手帳の等級に不服はありません。不服は更新の有無についてのみ申立。令和2年10月に提出した更新申請に対する審査では、令和2年8月の更新申請を参考にした旨回答があったが、令和2年8月の更新申請では、何故その前の診断書を参考にしてもらえなかったのか。過去の診断も見ているのなら前回審査は明らかに不公平、都合の良い審査で公平性に欠ける。

また、本件診断書の中で更新についてはなしとされていたが、手帳が発行された際、更新があり令和7年11月がついていた。

診断書提出間隔が弁明書の記載では4か月で短いことも更新時期がついた理由とされ不服である。前回診断書において障害確定日（推定）は2020年4月6日とされ、本件診断書では、障害固定又は障害確定日は空欄だが、障害が残存していることからすれば、本件診断書の発行日が障害確定日と解釈できるのだから、6か月が経過しており、重大な障害の進行も認められる。

また、本件診断書において「将来再認定」は不要としつつ、「再認定の時期」を5年後とする矛盾が生じており、不明点があるのであれば確認するのが筋ではないのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年4月25日	諮問
令和4年6月10日	審議（第67回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1)ア 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

イ 法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定めており、法施行規則7条は、手帳の再交付の申請は、法15条1項に定める医師の診断書及び同条3項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている（法施行規則2条）。

ウ 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

エ 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村の診査を受けべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないと規定する。

そして、法施行令 7 条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、その者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 10 条 3 項は、当該通知により、知事は、障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができる」と規定している。

また、法 16 条 2 項は、手帳の交付を受けた者が正当な理由なく、再診査を拒み、又は忌避したときは、知事は手帳の返還を命じることができる」と定めている。

オ 法施行規則 3 条は、法施行令 6 条による通知は、法 15 条 4 項の規定により手帳の交付を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合に行うとしている。

(ア) 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想される時。

(イ) 進行性の病変による障害を有する時。

(ウ) 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想される時。

(エ) 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想される時。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定してお

り（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙3参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、認定基準9条は、「政令第6条第1項の規定に基づき、法第17条の2第1項の規定による区市町村の診査・・・を受けるべき旨の通知を行う再認定対象者は、原則として別表「身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧」（添付略）で再認定が必要とされている疾患・症例に該当する者とする。ただし、進行性の病変による障害を有し、将来、障害程度の重度化が予想される者は本条の対象者とはしない。」と規定している。

そして、等級表解説第3・3・(1)・コは、障害更新をする場合の診断書の記載内容の留意事項として、「肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けている者が障害更新の申請をする場合、既に障害として認定されている部分についても改めて評価を要するものとする。」としている。

- (3) 処分庁が上記(2)の認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものであるが、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級及び障害程度の再認定のための期月について、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、認定審査会の意見を踏まえ、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の手帳の交付処分に係る判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分を含む手帳の交付処分について、取消理由があるとする事はできないものである。

2 本件処分についての検討

本件処分を行うためには請求人の障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められなければならない（1・(1)・エ及びオ）ところ、本件診断書の記載を基に、前回診断書の記載と比較すると、本件診断書の診断日（令和2年10月6日）と前回診断書の診断日（同年5月7日）との間のおおむね5～6か月間の請求人の障害程度について、次の(1)～(3)のことが認められるから、同期間内において、請求人の障害の程度が変化していることが認められる。

- (1) 本件診断書においては、動作・活動の評価として、両手動作の「タオルを絞る」及び「背中を洗う」並びに右手動作の「食事をする」並びに左手動作の「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」についていずれも×（全介助又は不能）とされ、「寝返りをする」が○（自立）とされ、それ以外の項目は全て△（半介助）とされている。前回診断書の評価では×（全介助又は不能）とされた「座る」、「二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉づえ）」及び「公共の乗物を利用する」については、本件診断書において△（半介助）と評価が好転しているが、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ）」、「屋外を移動する（つえ、松葉づえ）」、「シャツを着て脱ぐ」及び「ズボンをはいて脱ぐ」については前回診断書と同じ△（半介助）とされており、「タオルを絞る」及び「背中を洗う」については、前回診断書では△（半介助）とされていたが、×（全介助又は不能）と悪化している。さらに前回診断書の評価では○（自立）とされていた「いすに腰掛ける」、「家の中の移動（壁、つえ）」、「コップで水を飲む（右手）」、「ブラシで歯を磨く（右手）」、「顔を洗いタオルでふく」、「排泄の後始末をする」についてはいずれも△（半介助）となり悪化している。また、前回診断書の評価では○（自立）とされていた「〔はしで〕食事をする

（右手、左手）」、「コップで水を飲む（左手）」及び「ブラシで歯を磨く（左手）」についてはいずれも×（全介助又は不能）と大幅に悪化している。以上のとおり、前回診断書で評価のなかった「寝返りをする」に加え「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ）」、「屋外を移動する（つえ、松葉づえ）」、「シャツを着て脱ぐ」及び「ズボンをはいて脱ぐ」の計4項目を除き、いずれの評価も変更されていること（別紙1・Ⅱ・二）。

(2) 関節可動域（ROM）の評価について、前回診断書において記載がなかった左上肢について全体的に一定程度の制限が認められ、筋力テスト（MMT）の評価について、前回診断書においては、全て○（筋力正常又はやや減）とされていたものが、全て△（筋力半減）とされており、備考として、「四肢筋力低下著しい 特に左上肢・下肢筋力低下著しい SCSをOffにすると筋力ゼロに近い」と記載されていること（別紙1・Ⅲ）。

(3) 法15条3項の意見として、「上肢3級、下肢4級、体幹2級、総合2級」とあり（別紙1・Ⅳ）、前回診断書になかった上肢についての意見が追加されていること。

また、本件診断書では、その他参考となる合併症状として、「脳脊髄液減少症」、参考となる経過・現症として、「平成22年両手のシビレと頸部の痛みを主訴。〇〇にてOPLLと診断。平成22年6月〇〇にてOPLL手術。平成28年12月SCS埋め込み手術その後2回機器不具合にて2回手術。平成31年脳脊髄液減少症にて〇〇病院にてブラッドパッチ」と記載されている（別紙1・Ⅰ・④）。そして、前回診断書では、原因となった疾病・外傷名として「脳脊髄液減少症（外傷）」、将来再認定について「要、軽度化」、再認定の時期について「3年後」と記載されているところ（別紙2・Ⅰ・②及び同⑤）、本件診断書において、将来再認定は「不要」とされているが、障害固定又は障害

確定（推定）欄の記載はない（別紙1・I・④）。

以上のことからすれば、請求人の障害の程度はおおむね5～6か月の間に変化しており、また、障害固定はしていないものと解するのが相当であって、請求人の障害程度に変化が生じることが予想される等、本件処分を行う必要があったことが認められる。

また、再認定の時期について、処分庁は、認定審査会に審査を求めるに際し、疑義内容として「不要」と「5年後」の双方に丸が付されていることを伝えた上で得られた再認定5年後とする審査結果を踏まえ、令和7年11月としており、かかる判断が不合理であるとは認められない。

したがって、本件処分は上記1の法令等の規定に則りなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めているため、以下、検討する。

(1) 請求人は、本件申請に関し、前回申請を参考にした旨、〇〇市から回答があったことから、前回申請時において、前々回の診断書を参考にしていなかったことが不公平である旨主張する。

しかし、処分庁は提出された診断書の記載内容全般を基に客観的に判定を行うべきものであるところ（1・(3)）、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないことは上記2のとおりであって、請求人の主張には理由がない。

なお、処分庁は、認定審査会に審査を求めるに際し、既認定として、請求人が、頸椎後縦靭帯骨化症・疾病による右上肢機能の軽度障害7級、左手指機能の著しい障害4級、左下肢機能障害4級の手帳を保有していることを伝えており、前々回の診断書が添付されていた前々回申請の結果を踏まえて判断がなされていることが認められ、前回申請時において、前々回の診断書を全く参考にしていなかったとも認められない。

(2) また、請求人は、本件診断書の将来再認定に関する記載につ

いて、内容に矛盾があれば確認すべきであり、また、将来再認定の必要がない旨〇〇医師が判断しているのに本件処分を行ったことが違法・不当である旨主張する。

しかし、処分庁により交付される手帳に記載された障害程度の再認定のための期月について、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、認定審査会の意見を踏まえ、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の本件処分に係る判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分を含む手帳の交付処分について、取消理由があるとはできないものと解される（1・(3)）、本件処分が違法又は不当であるとは認められないことは上記2のとおりであって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1から別紙3まで（略）